

名誉顧問のコモンセンス

二律背反 表裏論 5

忠か、孝か？



1 君侯の命を断る「不忠な報徳先生」

ある年、小田原領内が大凶荒に襲われ、多くの村が飢餓に見舞われました。小田原侯は、報徳先生を召して、その対策に当たさせます。そのとき先生は、同じ領内の野州において村の復興に全力を注いでいる最中で、他の村のことにまでかかずらわっている余裕はありません。いかな君侯の命令とは言え、おいそれと聞くわけにはいきません。断ります。

天保七年丙申（1836）中の大凶荒に當り、駿豆相（すんづそう）の小田原領も亦大に饑（う）う。領民飢渴を免れ難く山野に出て草根を掘り木実を拾ふ。君侯、大に之を憂勞し、救荒の道を求るといへども数萬の飢渴を救ふこと能はず。【『報徳記』133頁】

是に於て、家臣某を野州に下して先生を召す。

先生曰く — 「臣、此の地に至れるより以来、萬苦を盡し、再復、安民の事を勤む。何ぞや。君の委任辞し難きが故なり。今、凶饑の時に嘗り、此民を救はんとして寸隙(すんげき)を得ず。然るに臣を召玉ふ事何ぞや。初め此の地の興復を任じ玉ふの時に當り、功を奏せざる中は召さず、往(ゆか:場所を離れる)ざるの約を為せり。然るに、今飢民を棄て江都に至らしむるもの君過(あやま)てりと謂ふべし。我れ、命に應ぜず。若し、尋問の事あらば君自ら来り玉ふべし。何ぞ臣を呼ぶ事あらんや。子、帰府して、此の旨を言上せよ」。

君侯の命令にもかかわらず、先生は、新しい命令を断りました。「もともと、この野洲の村の復興は君侯の命令で行っているのに、其の実行半ばにして、他の村の復興の当たれとは約束違反」というのが先生の言い分です。実は、どちらも君侯の命令なので二律背反とはいえませんが。そういった「変通」(言い訳)が先生にはあったのです。先生は、村人の当面の救済を優先したのです。表向きは、「忠」を断って「孝」に殉じたのです。これは、勇気のいることでした。当然のことながら、君侯の命令を伝えに来た臣下は怒ります。

某、怫然(ふつぜん)として怒りて曰く — 「臣として君命に随ざるは不敬也。某、君命を受て使す。此の如き無礼の言を以て何ぞ君に復命することを得ん。速やかに命に従ひ江都に至るべし」と云。

先生憤然として曰く — 「我、進退・周旋(しゅうせん:仲をとりもつ)、一つとして君命を重ぜざるはなし。今、命を奉ぜざるものは其の初め約する所の君命を廃せざらんとする而已。豈、[あなたのような]使者の知る所ならん。凡そ君の使者たるもの、君命を伝え、其の対(こたえ)る処を以て復命す而已。何ぞ他あらんや。只、我が言を君に告ん而已。何を憚りて留滞するや。若し罪あらば我にあらん。子の與る所にあらず。速やかに復命せよ」と。

某、大に怒り帰府して君に告るに此言を以てし、且、先生を「無道也」と訴ふ。

連絡役の役人は、「君の命令を断るとは、忠臣の道を外れた者だ」といって君侯に報告します。小田原侯はいいます —

君侯、慙然として曰く — 「事の子細を告ずして徒に二宮を呼ぶ故に対(こたふる)に此言を以てす。宜(うべ;当然)なる哉。其の随はざるや、嗚呼、我國民の飢渴を憂ふること切にして、[われ]其の辞を尽くさず。過てりといふべし。二宮の言、直にして当然の理なり。汝、再び野州に至り、加賀守、大に過ちたりと二宮に伝へよ、且、小田原領民、既に飢渴に瀕(ひん)せり。願くは彼の地に至て飢民を救ひ、我が心労を安んじ、国家の大患を除んことを頼むなりと伝うべし」と宣ふ。

小田原君侯は、報徳先生の「変通」を認めたのです。それでも君侯はまだ、固執します。「まだ、困窮している村へ行って、そこを救え」と命を伝えさせます。

某、大に驚き前言を悔い、再び櫻町に至て君命を述べたり。

先生対(こたえ)て曰く — 「然り。君意、此の如くならば、臣、豈、命を奉ぜざらんや。然れども今、此の地の民を撫育するに暇(いとま)あらず。此の地の民は十年前に命を受ける所なり。今の命令を先んじ、小田原の領民を撫育すること、此の地の民に先んずる事は為し難し。此地の撫恤終りなば、命に随て彼の地に趣(おもむか)ん。子、此の旨を以て言上せよ」と云。

某、帰府して復命せり。君侯、之を聞き悦び玉ふ。

是に於て大夫以下に命じて曰く — 「二宮、既に野州の飢亡を興し比類なき丹誠を盡し、三邑の民を安んず。其の事業、衆人の知る所なり。今、又、小田原数萬の飢民、撫恤の事を任せんとす。彼、元より一家を廃し、一身を抛ち、我が出財を止め、独立・一身の丹誠を以て此の事を為せり。初めより国土の為に力を表し、主恩と雖もこれを受けず。非常の英傑にあらずんば何を以て此の功業を遂げん。仮令、恩賞を與ふと云ふとも、亦随ふべからず。然れども、二宮は二宮の道あり。我は我が道あり。何ぞ有功の臣を賞せざる可んや。若し、彼の意此の如しとして賞の道を缺く時は、豈、君の職といはんや。汝等、之を賞するの道を議すべし。我も亦思慮すべし」と宣ふ。

君侯も負けてはいません。「二宮懐柔作」に移ります。恩賞を与えて、言うことを聞かせようとするのです。何を与えるかは、家臣に決めさせます。

群臣之を試すと雖も決せず。

君侯、是に於て、「碌、若干(そこばく)、用人格(ようにんかく)を以て之を賞すべし」と命ず。

先生の待遇は、格をあげて出世させることに決まりました。其れを受けに小田原まで来るように命じます。先生は、すこし、今担当の村が回復してきたので君侯の許へ出かけることにしました。

先生、野州三邑の民をして十分に飢渴を免れしむ。其の恵、老若男女共に粟五苞を以て食に当つ。平年、豊穰の時よりも優なり。

是に於て歳の十二月野州を出て江都に着せり。時に君侯、病発、下、甚だ之を憂ふ。

侯、先生の来るを聞き大に悦び玉ひ、「先づ速に之を賞せよ」と命ず。恩縁を下し玉ふの前日に當り、先づ人をして麻上下を賜ふ。某、君命を以て之を達す。

お役人は、やってきた報徳先生に賞として禮服を与えました。それを見て、先生は怒ります。

先生、怫然(ふつぜん:怒って顔色を変える)として曰く — 「臣に賜ふに、此の禮服を以てす。臣の不用のもの也、何ぞ之を受んや。子、夫れ之を返上せよ」

某、怒って曰く — 「是、何の言ぞや。君、自ら服し玉ふ所の物を賜ふ。然るに臣として之を受けず。我をして返上せよと。臣下の道何れの処にかある」

担当のお役人もまた、怒り出します — 「折角、君が與る恩賞であるのに、是を断るとは臣下の道に反することだ」。先生もまた、反論します。

先生、声を励まして曰く — 「臣の道を知らざるにはあらず。君の道を知り玉はざるなり。今、数萬の国民・無罪にして飢亡に臨めり。君、自ら之を救ふ事あたはず。遙かに臣を呼びて之を救はしめんとす。我、思へらく。君、臣の来るのを待ちて、民を救うふの道を問い下すに米菓を以てせんと。豈図らんや。此の物を賜らんとは。臣、之を受け、寸断にして飢民に與えんか。豈、飢民、此物を食ろうて命を全くすることを得んや。且つ、臣をして之を服せしめんとするか。飢亡に瀕せる民を救はんに昼夜を分かたず奔走し頃刻も救助の道の後れんことを恐る。何ぞ、此ものを服して飢渴の民を救ふ事を得んや。是れ故に不用のものなり」と云い、「無益の賜物を受けんこと思い寄らず。速やかに返上せよ」と。

先生の言い分は、「君は、私に飢えている農民を救えといいながら、食物を与えてくれるのではなく、食べられない衣服を差し出すとはどういうことか。これを着ても飢えを救う

のになんの役にも立たない。お返しします」と不平満々です。先生は、あくまでも困窮農民の飢えを凌がせるのに懸命なのです。君侯の下命に対する「忠」よりも、生死を先生に頼っている農民に対する「孝」です。もし、下賜されたものが衣服ではなく食べ物であったなら、「忠と孝」の二律背反も解決するのです。

某、益々怒り、此の言を以て、君に述ぶ。

君侯もそのことに気がつきます。

君侯、歎じて曰く — 「嗚呼、賢なる哉、二宮。其の言、古今の金言なり。我、甚だ過てり。其の物を與ること勿れ」と。

是に於て、先生を役所に呼ぶ。

先生、出ずして曰く — 「我に何の用かある。只、速やかに小田原[君侯の居所]へ往んとする而已。然るに、今、我をして役所に招くもの、我を賞するに碌位を以てするにはあらざるか。我、今、幾萬の飢民撫育せんとし、民の飢渴を憂ふる而已なり。然るに、飢餓・死亡、旦夕に迫れる民を措(お)き、碌位の賞を受けるに忍びんや。是を以て、命なりと雖も我は往ざるなり、若し若し碌を與えんとならば、夫れ我に千石を與ふべし。然れども豈、また、千石を與ふる事を得んや。詮なき事也」と云。

或人、其の言に驚きて曰く — 「子、位・碌に望みなし。又、受るに忍びず。然して千石を與よと。千石の碌、何かするや」。

先生、曰く — 「位・碌は我、素より受けざる所なり。若し、千石を與えば直に之を飢民に與へ、其の命を救ん而已。豈、他あらんや」と。

或人、些の事を以て大夫以下に告ぐ。

大夫以下驚嘆して曰く — 「二宮の言、是の如し。兼ねて評議の碌位を命ぜば、彼、必ず受ず。豈に受けざる而已ならん。又、如何なる言をか発せん。止んには如ざる也」とこの言を君に言上す。

侯、曰く — 「二宮の言、至れりと謂うべし。先ず、碌位の命は下すこと勿れ。我、後日、大いに賞するの道あるべし。今、わが手元用意金千両、二宮に与え撫育の事を任せん。領民、救助の米粟は小田原にて蔵を開かん。外に財をも與ふべし」と命じ玉ふ。

家臣某、此の命を先生に伝え、千金を賜ふ。

君、自ら命じ玉ふ事なれども侯の病情甚し。是れ故に、某を以て之を達せりと。

先生、謹(つつし)て命を辞し、「臣命を蒙り、一度小田原に至らば、臣命無事に救助せん。君、必ず憂勞し玉ふ事勿れ」と云て、即刻、江都を発し、昼夜兼行、[千金を受けとりに]相州小田原[君侯の居城]に至る。人々、其の至誠を感歎す。

先生は、よく頑張りました。君侯の恩情に対しても、先生は正論を吐き、言いなりにはなりません。でも、先生が護るべきは、「忠＝君侯」であり、同時に、「孝＝貧困民」です。「このとき、忠と孝は表裏の関係にある」と見抜き、二律背反を解決しようとする先生の反骨の頑張りは成功しました。遂には、君侯の意を得て千金を受け、飢餓の農民たちに食物を与えることが出来たのです。ここにおいて「忠と孝」との「二律背反」も見事に解決しました。

2 幕府の命に忠実な藩

また、先生の前に新たな「二律背反問題」が顕れました。或とき、先生が谷田部細川家から依頼されて、荒木領の荒廃地を起こし、仁政を行い、民心を安心させ、十二萬両あまりの借財も償却する仕法を行って永続安泰の道を導きました。

そんなとき、その細川家に、また、新たな難題が持ち上がりました。藩から先生に依頼が来ました。

細川侯登坂 先生至當の道を論ず

時に天保某年、幕府命じ玉ふに大番頭を以てす。

さあ、大変です。幕府が細川興建侯に「大番頭(おおばんかしら)を務めよ」というのです。これまで、藩の財政が逼迫していて、肝心の領邑の艱難に対しても応対も出来ず、また、幕府のお役にはほとんど立っていなかったことを申し訳なく思っていた矢先、幕府から大役を命じられたのです。ご恩に報いるのに良い機会です。でも、問題があります。勤務を遂行するには莫大な費用が掛かるのです。これも、幕府の作戦です。大名たちにお金を使わせて、戦費を持たせず、反幕府への戦闘意欲を欠くのが目的なのです。

特に、「大番頭」は、江戸城と二条城と大阪城の三つの城の警備に当たる役頭です。とても重要で、名誉な役職です。今回は、大阪城の勤務ですが、その旅行費用や滞在の経費、家中の侍の手当など、莫大なお金が掛かります。それに、今は自領内の復興事業の最中で、ここにもお金が掛かります。両方はできません。どちらかを止めなければなりません — と言っても、幕府の命令に背くことは出来ません。断れば、後々、公務をおろそかにした罪を問われつづけます。また一方、領内の困民対策は人の生命に関わることです。「幕府に忠為らんと欲すれば、貧農民に孝ならず」です。報徳先生は、いままた、この「二律背反」問題に問われることになりました。

細川侯、艱難の為に奉仕の道を缺くこと数十年にして此の命を受け大に本意を遂ぐるといへども、登坂の費用一藩の手当て、其の道を得ず。之を勤めんとする時は、領邑興復の業を成すことあたはず。勤めざるときは公務を廃するの罪あり。

侯、大に心を勞し、中村を呼びで両全の道を問う。

中村、対(こたえ)て曰く — 「公命、廃すべからず。領邑再興の道も亦諸侯の職分也。豈、之を廃す可んや。己む事を得ざれば、二つながら存して登坂の費用を省き、諸事質素を主とし勤め玉ふべし。臣、猶、此の條を以て二宮に問ひ良案を得ば言上せん」と云ひ、先生に至て両全の道を問ひ、且、節儉を盡し、勤務並に領分再興の道共に存せんとするの意を搜す。

先生色を正しくして曰く — 「嗚呼、中村の過ち大なりと云ふべし。殆ど大事を過り君をして非義に陥らしむ。危いかな」。

中村曰く — 「某、両道を全くせんとす。然るに危道を踏み我君をして非義に陥らしむるとは何ぞや」。

先生悚然として曰く — 「子、未だ君臣の大義を解せざる歟(か)。夫れ臣として君に事(つかう)るに身命を抛つもの古今然り。況んや一家の興廃、素より顧(かえり)みる所にあら

ず。艱難の為に役義の命を下し王はず。多年奉仕の道を缺くものは是れ幕府の寛仁（かんじん）にあらずや。然して子の君・臣共に本意を失ふこと之に過べからず。今、君、仁政を領中に下し、負債の半ばを償い、累年の艱難を免れるに近し。此の時に當りて幕命を蒙り王ふもの、君臣の本意にして心力を盡し、其の命令を奉じ、忠義を盡さんことを欲すべし。然るに領中再復の事を顧（かえり）み、公務の用材を減ぜん事を計る。是れ私事の為に公務を軽ずるにあらずして何ぞや。此の命を蒙らざる時は領中興復の道を行ひ、天民を安ずるを以て諸侯の道と云ふべし。

報徳先生の気概は決して揺らぐものではありません。一途に、「君に忠」です。

「一旦、幕府其の職任を命じ玉ふに至ては、天下何ものか、是より重きものあらんや。此の時に当たれば国民撫育・領分再興の事は私事なり。速に仕法を止め、百姓撫育の用材を以て勤務の用となし、足らざる時は領民に令して用金を出さしむべし。猶、足らずんば平生一家艱難の為にだも他の財を借り。公務の為に財を借りるとも、何ぞ之を不可とせん。此の如くして登坂の用具一物も缺くべからず。用財、約（控えめ）にすべからず。諸侯にして其の職を勤む。武備全からざるは忠にあらず。仮令、領邑之が為に衰弊すといへども顧る事勿れ。平生、仁政を行ひ下民を安んじ、節儉を為し、其分度を守るも天下の命あらは、身を棄てる、家を棄て、百萬の敵といへども一步も退かず。之に當り苦戦を盡し、忠孝の大道を踏まんが為にあらずや。治平の奉仕・乱世の奉仕と異なるが如くなりといへども、**豈、忠義の心に於て一毛の別あらんや。**大番頭は諸旗本の長たり」。

これは、素晴らしい。説得力があります。特に。この治平の時代においても、乱世のつもりでお殿さまに奉仕する心こそ、「一貫して忠義の心である」というのです。「私事と公務とを混同してはならない」ともいいます。

「登坂何の為ぞや。大坂の城を守り、萬一変あらば京都を警衛し奉り、非常の奉仕を為さんが為なり。然るに今、共用財を減し、家政の一助を立んとせば、大義を失ひ、**私の為に公務を缺くの大過に陥らん。**豈、之を忠といはん、何ぞ之を義といはんや。子、大義を知らずして殆ど君を非義の地に陥らしめんとす。危い哉」。

大義滅すれば親もまた 非常の時のための奉仕だからといって、また、家政のためにならないからといって辞めれば、これは忠でもない、義でもないのです。藩は、すべてにおいて「忠・義」を第一に考えてきました。それで、藩と農が両立できるのです。どちらか、一つではありません。もし、この大番頭頭役を辞退すれば、藩全体の基本であり大義である忠義の精神が壊れます。これは幕府の為ではなく、藩と農の関係が非常事態に陥ったときのための仕様でもあるのです。それが「大義」です。「大義、親（しん）を滅（めつ）す」（大事のためには子など肉親もかえりみない）という言葉があります。これは間違いで、大義が滅すれば、親も滅します。親が滅すれば、大義も滅します。

中村、慄然として自失し大息して曰く — 「不肖、殆ど大事を過まらんとす。先生の教えなくんば何を以ては此の大義を知ることを得んや」。

先生曰く — 「子、速に我が言を以て子の君に告げ、仕法を畳みて一途の忠勤を盡すべし。若し之が為に領邑再び衰廃せば、我、又時を待て之を興復せん。領邑を興復する事のみ仕法にはあらず。**其の時に應じて常然の道を行ふこと、是、即ち仕法の本体なり**」と教ふ。

農藩表裏一体論 困ったことがあれば、それが藩の苦難であっても、「それを救うのが、藩と農村の重要な仕法だ」というのです。報徳先生は、あくまでも、すべてにおいて「仁の人」です。忠にも、孝にも、分け隔てがありません。でも、この世で、「忠・孝一貫校」（笑い）を両立して開けるのも先生の「二律背反表裏論」のおかげです。これも、先生独

自の弁証法であり、現象学であり、「仁は里にあり」という農業を中心とした「精農主義」から生まれるものです。どこまで行っても、藩あつての農であり、農あつての藩です。藩と農は表裏一体をなすものなのです。運命共同体です。報徳先生は、常にこの二つの両立を目指します。どちらか、ではありません。どちらも、です。薪を背負って本を読むのです。藩が苦しめば藩を背負って勤農し、農が苦しめば農を背負って勤務するのです。

中村、先生の言を以て細川侯に言上す。

君、其の正大の言を感じ、意を決し用意。[君]其の相当を得て登坂し、力を尽くして[幕府に]奉仕せりと云。

めでたし、めでたしです。でも、その後も、先生の苦勞と勤勉はつづくことでしょう。

【2025/05/01 都築正道】